

第45回平成24年6月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年6月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時20分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 5号	平成23年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書 (報告～質疑)
日程第 5	報告第 6号	平成23年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書 (報告～質疑)
日程第 6	報告第 7号	平成23年度与謝野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書 (報告～質疑)
日程第 7	発議第 2号	与謝野町農業委員会委員の推薦について (提案～委員会付託)
日程第 8	議案第 58号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町財産区管理委員の選任について) (提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第 59号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案理由説明～表決)
日程第 10	議案第 60号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案理由説明～表決)
日程第 11	議案第 61号	与謝野町教育委員会委員の任命について (提案理由説明～表決)
日程第 12	議案第 62号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 13	議案第 63号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 14	議案第 64号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 15	議案第 65号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 16	議案第 66号	町道路線の認定について (提案理由説明)
日程第 17	議案第 67号	町道路線の認定について (提案理由説明)
日程第 18	議案第 68号	与謝野町印鑑条例の一部改正について (提案理由説明)
日程第 19	議案第 69号	与謝野町手数料条例の一部改正について (提案理由説明)
日程第 20	議案第 70号	与謝野町税条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 7 1 号 宮津与謝消防組合理約の変更について (提案理由説明)
- 日程第 2 2 議案第 7 2 号 平成 2 4 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 1 号) (提案理由説明～表決)
- (提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより第45回平成24年6月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、先日、5月28日、29日、30日と全国町村議会議長会主催の研修会に参加してまいりました。実りある研修会で、町議会に与えられた責務の重大さを改めて痛感した次第です。それは議決責任をどれだけ自覚するか、どれだけ自覚しているかということです。

例えば、議会にて上程される議案のことを考えると夜も眠れないほど真剣に悩み、朝を迎えたことはありましたかというふうなお話です。また、半年前、1年前に議決した案件は、その後、どうなっているのか、追跡調査をしていますか。また、その対応を研究していますかというふうなお話でございます。いわゆる首長がすべてを決めるものではない。いわゆる、この議会が決定をするということでもあります。提案者と審議者が合議体となってまちづくりがされるということでもあります。当たり前のことではありますが、わかっているようで、ややもすると町側の責任やせいにして逃げていることはなかったかと、私自身は反省しきりでありました。二元代表制が発揮されますよう議員各位の奮闘を期待をいたしております。

また、皆さん、ご存じのように本日付によりまして、由利さんの復職に伴い臨時職員の白須さんがきのう付でやめられました。報告をしておきます。

ここで、太田町長からあいさつの申し出がありますので、受けたいと思います。

太田町長。

町長 (太田貴美) 皆様、おはようございます。

新緑の山々に抱かれた田んぼでは、ようやく田植えが終わり、緑が大変鮮やかな若苗のじゅうたんが目に一層目に優しく感じられる季節となりました。

本日、ここに第45回平成24年6月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変公私ともに忙しい中、ご参集をいただき心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会では、平成23年度一般会計繰越明許費繰越計算書、簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書及び介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告案件3件、財産区の管理委員の選任に係る専決処分の承認案件1件、固定資産評価審査委員会委員の選任案件2件、教育委員会委員の任命案件1件及び人権擁護委員候補者の推薦案件4件、また、町道路線の認定案件2件、印鑑条例の一部改正などの条例案件3件、その他、宮津与謝消防組合規約の変更、平成24年度一般会計補正予算(第1号)などをご提案することといたしております。どうぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

町民の皆さんの生活をお支えするために、引き続き一生懸命頑張ってまいりたいと存じますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (赤松孝一) 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。

お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、報告第5号 平成23年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか18件であります。

以上、19件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、1番 野村生八議員、2番 和田裕之議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの21日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの21日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いいたします。

野村委員長。

文教厚生常任委員長(野村生八) おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会の報告をいたします。

5月24日、委員会を開きまして、担当しています四つの課から報告を受けました。

福祉課からは地域共生型福祉施設の建設状況について、保健課からは国保事業と石川の診療所事業の運営状況について、教育委員会からは加悦中学校の建設、とりわけ実施設計について報告を受けました。また、住民環境課からは広域ごみ焼却炉の新施設の取り組みの状況と阿蘇霊照苑の町外利用について、3月議会で多くの意見が出されましたことを受けて、新しい基準で運営することについて、まだ、時期は未定ですが、町外からは一日1件という制限で運営するという事についての準備をされていると、そういうことについて報告を受けました。

そして、最後に野田川の最終処分場のシート破損について説明を受け、現場を視察いたしました。現在の修繕の内容、計画では、もう一つ検討が必要ではないかというのが多くの委員の感想だったというふうに思っています。これら報告を受けた内容については6月議会会期中の委員会において十分な調査、研究をする時間をとっていきたいというふうに思っています。以上です。

議長(赤松孝一) 続きまして、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いします。

井田委員長。

議会活性化特別委員長(井田義之) それでは、私のほうから活性化委員会の報告をさせていただきます。

5月21日に早速、第1回目の委員会を開催をさせていただきました。幸いにして前今田委員長を中心とした、一生懸命やっていた委員さんのうち半数が、そのまま残っていただくと、半数が新しくなるという、いい委員会構成ではないかというふうに思っております。そこで委員会の中では一応、議会基本条例に沿って今後は進めなければならないということ。それから、住民アンケートをもう一遍しっかりと熟読をしながら、住民アンケートに沿った取り組みをやって

いくということの2点の方向を、主たる目的を、目的というのか、議題を決定させていただきました。

そこで、皆さんのお手元に23年度に完了しなかった項目の抜粋という資料を配らせていただいておりますけれども、大項目、一番は基本条例、終わりました。終わっていただいております。第2項目の議会の組織ということで、議員定数、議員報酬、これは一番、アンケートの中で多かったわけですが、これについて25年3月じゅうには一定の議会としての方向が定められたらなといいますのは、2年後の町議会の選挙に立候補される方に十分間に合うようにしようと思えば1年前に決めたいということで、これが大きな我々に与えられた責務ではないかなというふうに思っております。

それから、大項目の3、4、5と、いろいろとありますけれども、これにつきましては、しっかりとプラス・マイナス、メリット・デメリットを検証しながら、やれるものから取り組んでいき、また、必要ないものについては落とす場合もあるのかなというふうに思っておりますが、特に、この課題につきましては行政の方々の協力もいただかなければできない部分もあろうと思っておりますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

なお、そのときに、今年度のあらかたの日程も決定させていただきました。一応、今定例会が終わったら、まず、先ほど言いました、いろんな問題を含めて研修を早くやりながら、7月、8月ぐらいにあらかたの方向というのか、協議をしっかりとしていきたいなど、そして、9月定例会が終わりました10月、11月に昨年からやっていただいております、今回から本格的にやります小学校区単位、岩滝は3会場ということで、11会場の議会懇談会を実施したいというふうに思っており、そういう格好で進むということに決めさせていただきました。

それから、1月、2月につきましては、各種団体との懇談会を実施をするということで、これも行政の方々にも、いろいろと情報等々、ご協力をお願いしまして、議員も同じように3班に分かれてやっていけたらいいなど、これにつきましては、また、議会運営委員会の皆さんとも班編制等々、協議をしながらスムーズに進められたらなというふうに思っております。

以上が、議会活性化特別委員会での第1回目の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 次に、庁舎問題特別委員会の活動報告をお願いします。

谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） おはようございます。

それでは、庁舎問題特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

3月議会以降、当委員会は5月10日の日に同志社大学の政策学部我真山教授をお迎えしまして、委員会と申しますか、研修会を開催をさせていただきました。これにつきましては、議員各位、全員ご出席いただきましたし、また、当日は傍聴者もたくさん来られまして、行政側からも、一般の方もたくさん来られたということで、大変よかったのではないかなというぐあいに思っております。

前半は先生による合併後のまちづくりを考えるということでご講演をいただきまして、後半は、私も議員が事前に先生のほうに質問を送らせていただきまして、それに対するお答えをいただき、また、その後、質疑応答を行わせていただいたと、こういうことでございます。

これ、最初から最後まで話をすると大変長いことかかりますので、ちょっとかいつまんで主な点だけご案内しておきたいと思います。皆さん方、ご出席いただいておりますので、言う必要があるのかどうかということも、ちょっと戸惑いましたけども、2、3点だけご案内をしておきたいと思います。

まず、先生につきましては、庁舎の問題につきましては、やはり政策能力を高めるには総合庁舎化が望ましいのではないかなど、こういうようなご発言がございましたし、分庁と申しますか、支所方式ということに関しては、やはり住民が役場を訪れる機会は、そう多くはないんで、利便性よりもコスト面や合理性を考えた形は望ましいのではないかなというようにもおっしゃられておられました。

それと、私たちの質問の中で合併協定書、この問題も出ておまして、これにつきましては合併の協定書の中では庁舎の位置、これは当初というか、その当時、岩滝ということで合意している中で、かえるのはいかがなものかというようなことの話の中で、合併協定書とはどういうものかということで、先生のほうでちょっと触れていただきました。合併協定書は大変重要な重みがあるんですけども、一方で、これは法的拘束力がないものであるということで、幾つかの自治体の事例を紹介される中で、このことについて説明をされました。また、合併してから5年という経過でかえるのはいかがなものかというような質問の中では、これ期間的な問題についても事情変更の変更の原則というものがありまして、変更するに当たって合理的な理由があれば、期間は関係ないと、3年であろうが、2年であろうが、合理的な理由があれば、それは可能であると、こういうようなお話もございました。

次に地方自治法の第4条第2項に関する問題でありますけども、これにつきましては事務所の位置を変更する場合がありますけども、この自治法自体は、書き方は非常に抽象的なことを書いてあるので、具体的に、何を考慮すればよいのかというのが非常に、この法律からは読み取りにくいと。したがって、この部分は自治法の中であまり重要視をされていない部分であって、裁判の争点になった例もほとんどないと。高裁で門前払いとなった、その事例も、ちょっとご紹介をされましたけども、とりあえず古い時代の条文であるので、今にはちょっとなじみがないのではないかなというようにのご指摘もございました。

そのほか、いろいろな問題について先生のご意見をお聞かせいただいたんですけど、先ほど申しましたように、ここで一々ご説明していると長くかかりますので、きょう皆様方の机の上に、その日の会議録をお手元に配付をさせていただいておると、このように思いますので、ぜひ、ご熟読をお願いしたいということでございます。

それともう一つは、これは私、大変意を強くしたんですけども、請願の取り扱いについてということで質問をしていただいた議員さんがおられまして、先生いわく、形式的には、この請願は通常でいうと受理できないような形であるけども、簡単に、この問題は結論が出せる問題ではないということで、門前払いするのではなくて、今まさに審議を検討中であるというような対応がよいのではないかなというようにおっしゃっていただきました。

これは私の委員長としまして、そのような考え方で進めさせていただいておりますので、大変意を強くしたところでございます。先ほど申しましたように、当委員会は、今後も引き続き調査、研究を進めてまいりたいと、このように思っておりますので、先生の、その会議録を十分読

まれて参考にいただいて、よりよいご意見を拝聴したいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（赤松孝一） 続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。

宮津与謝消防組合議会臨時会の報告をお願いします。

家城議員。

9番（家城 功） 宮津与謝消防組合の報告をさせていただきます。

5月22日火曜日に平成24年度第2回5月臨時会を開催されまして、その報告をさせていただきます。

出席議員は当町より赤松議長、今田副議長、井田議員、勢旗議員、和田議員、そして、私の6人全員出席でありました。最初に組合、徳本議長より与謝野町の議会人事に伴う議員の変更の報告がされ、次に組合、井田副議長の辞職届が提出され、全員一致で許可された後に、新たに赤松議長が組合副議長に指名をされました。

議事に入り、報告第1号では、宮津与謝消防組合職員の給与に関する条例の一部改正が専決事項で上げられ、住宅手当の廃止、給与の減額の報告がされました。

議案第4号では、CD-1型消防ポンプ車の取得についての議案が審議され、5名からの質問がされた後に、全員賛成で承認されました。このCD-1型消防ポンプ車は加悦谷分署の水槽つきポンプ車の老朽化に伴う買いかえの分でございます、車の排気量が現在の8,000ccのものから4,000ccのものになり、車両の長さは約1メートル、車幅も約40センチと小さ目になっておりますが、放水能力につきましてはコンプレッサーによって、水と消火剤の混合液を空気が圧入した泡で消火する、いわゆる化学消防車でありまして、現在の約4倍の仕事が可能になったということでございます。購入は6社の指名競争入札によって株式会社モリタ大阪支店が落札され、購入価格は消費税込みで3,157万円であります。

次に、議案第5号で監査委員の選出が議案となり、宮津代表監査委員の稲岡氏と、当町議会の井田議員が選任され、全員一致で承認されました。

以上が、組合会議の報告であります。会議冒頭のあいさつの中で、組合職員の緊急出勤報告があり、建物火災が4件、その他火災が1件の火災件数5件、また、救急出勤につきましては752件と、前年比に比べますと10件ふえているとのごとでございます。これから、ますます暑くなり、また、ことしの夏は節電の動きも影響し、熱射病等の緊急出勤が非常に多発する恐れがあります。個人個人が対策をしていただき、救急車のお世話にならないよう気をつけていただきたいと思います。

以上で、消防組合の報告を終わります。

議長（赤松孝一） 最後に、私のほうから報告をいたします。

冒頭申しましたように、先月5月28日、29日、30日と、東京で全国町村議長の研修会があったわけですが、その中で強く出ていた講師の先生方の意見としまして、今、全国的に地方議会では議会基本条例を作成して、議会の改革を、活性化を図られていると、そういった中で一番注意をしなければならないことは、行財政改革と議会改革とを同じ類で考えておられる方が多いと、行財政改革と議会改革とは全く違う異質のものだと、この点を十分に配慮して考えていただきたいと、この点につきましては5人の先生方から特に大きく訴えられ、また、いわゆる

1, 500人ぐらいの会場ですが、これにつきましては、どこの議長さんも大きく拍手をしておられました。こういった点が非常に印象的に残っています。

それから、申しおくれましたが、本日は、この議会終了後に全員協議会、また、議会運営委員会等が開催されますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まことに簡単でございますが、以上でございます。

次に、日程第4 報告第5号 平成23年度 与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第5号 平成23年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成23年度の繰越明許を行いました事業は13事業でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により5月31日までに繰越計算書を調整して、報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

まず、地域福祉空間整備事業、高齢者福祉施設整備事業につきましては、加悦地域に整備中の地域共生型福祉施設で、工事が大幅におくれたことにより地域福祉空間整備事業交付金及び公的介護施設等整備事業費補助金を繰り越しております。

次に、廃棄物処理施設管理運営事業は、野田川最終処分場の遮水シートの補修において工法の見直しが必要となったため繰り越しとなったものでございます。

住宅改修助成事業は年度内申請であるものの、7月末までに改修を完了される方を対象としていることによるもので、パイプハウス緊急復旧対策事業は、京都府全体としてのまとめに時間を要し、京都府からの内示がおくれたことにより、それぞれ繰り越しとなったものでございます。

次に、中学校施設整備事業は、加悦中学校の階段昇降機設置に伴う建築確認申請手続及び審査期間に時間を要したことから、また、地区公民館整備事業は後野地区公民館の実施設計業務において安全を考慮して土質調査を実施することとしたため、それぞれ繰り越しとなったものでございます。

そのほか、野田川衛生プラント施設整備事業、災害に強い森づくり事業、道路維持補修事業、道路新設改良事業、河川改修事業、林業用施設災害復旧事業では、大雪による影響や地元調整、用地取得等に時間を要したことから、それぞれ繰り越しとなったものでございます。

以上ですが、事業によって国や府支出金、辺地債や合併特例債の地方債を充当いたしております。また、地域福祉空間整備事業の既収入特定財源は、平成23年度で地域福祉振興基金を充当しているものであり、野田川衛生プラント施設整備事業の既収入特定財源は京都府道路公社から補償金を23年度で収入しているものでございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第5号を終わります。

次に、日程第5 報告第6号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第6号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成23年度の繰越明許を行いました事業は1本でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により5月31日までに繰越計算書を調整して、報告することとなっておりますので、今回、報告をさせていただくものでございます。

簡易水道改良事業につきましては、加悦簡易水道施設整備事業や三河内簡易水道施設整備事業の舗装復旧工事で、施工地の地盤が大雪などにより悪い、また、山の中で条件が悪いなどにより繰り越しとなったもののほか、加悦取水井の用地交渉遅延による施設工事の繰り越し、さらに京都府の石川橋かけかえ工事が繰り越ししたために配水管布設がえ工事が繰り越しとなったものなどでございます。繰り越し財源は京都府からの補償金と地方債を充当いたしております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第6号を終わります。

次に、日程第6 報告第7号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第7号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

別紙に上げておりますように平成23年度の繰越明許を行いました事業は1本でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により5月31日までに繰越計算書を調整して、報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

今回、繰り越ししましたのは、一般管理費一般経費でございまして、システム改修経費について国の制度改正内容の決定のおくれなどから、23年度中の改修ができなかったため繰り越しとなったものでございます。繰り越し財源は国庫支出金を充当いたしております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第7号を終わります。

次に、日程第7 発議第2号 与謝野町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お手元に配付しておりますように、町長から議長に対し農業委員会委員の推薦依頼がありました。

お諮りいたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長 (太田貴美) 議案第58号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

各財産区管理委員については、与謝野町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦された者について、議会の同意を得て選任しておりますが、下山田財産区において、平成24年5月15日付で一部の委員が退任され、同年5月16日付で下山田区長から推薦された藤本康雄氏を下山田財産区管理委員として選任し、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

藤本康雄氏は人格高潔で最適任者としてふさわしく、議会のご同意を賜りたく存じます。どうぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 (赤松孝一) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、討論を省略して、これより議案第58号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任について)は、承認することに決定しました。

次に、日程第9 議案第59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第10 議案第60号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長 (太田貴美) 議案第59号及び議案第60号として一括上程されました与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

与謝野町固定資産評価審査委員会委員は現在、6名の委員でお世話になっておりますが、議案第59号の大槻邦雄氏の任期が平成24年6月30日をもって満了となるため、同氏を引き続き委員として選任いたしたくご提案を申し上げます。

同じく、議案第60号の牛田敏子氏の任期も同じく平成24年6月30日をもって満了となるため、同氏を引き続き委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

両氏とも人格高潔で固定資産評価審査委員会委員として最適任者と認めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより、議案第59号及び議案第60号について一括して質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。
これより、最初に議案第59号を採決します。本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。
よって、議案第59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第60号を採決します。本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。
よって、議案第60号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、日程第11 議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。
教育委員会委員は、5名の委員で組織されておりますが、現在、委員としてお世話になっております今西藤美氏の任期が本年6月末をもって満了いたします。教育委員会委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により人格高潔で学術及び文化に関して識見を有する者の中から町長が議会の同意を得て任命することになっております。

つきましては、今西藤美氏を最適任者と認め、引き続き教育委員会委員としてお世話になりたいと考えておりますので、このようにご提案申し上げた次第でございます。よろしくご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第12 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第15 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上4件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長(太田貴美) 議案第62号から議案第65号まで一括上程されました人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

与謝野町では現在、11名の人権擁護委員にお世話になっており、任期は3年で議会の意見を聞き、町長が推薦し法務大臣が委嘱することになっております。

現在、与謝野町でお世話になっております人権擁護委員のうち廣野美知子氏、吉岡栄喜氏、村井俊哉氏、半海雅代氏の4氏の任期が平成24年9月30日をもって満了となるため廣野美知子氏は引き続き、瀬堂久雄氏、増田明美氏、植松伸八氏の3氏は、それぞれ吉岡氏、村井氏、半海氏の後任の委員として人格高潔で最適任者と認め、候補者として推薦させていただくものでございます。

法務大臣の委嘱手続に時間を要するため9月議会でご審議いただいたのでは間に合わないことから、今議会にご提案をさせていただいたものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) これより議案第62号から議案第65号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略して採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

これより、最初に議案第62号を採決します。

本案は原案の候補者を最適任者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第63号を採決します。

本案は原案の候補者を最適任者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第64号を採決します。

本案は原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

最後に、議案第65号を採決します。

本案は原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第16 議案第66号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第66号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

当該路線につきましても、与謝野町町道認定基準に基づき、民間宅地業者が施工した路線であり、今回、道路法第8条第1項の規定に基づき路線認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第66号につきまして、もう少し詳しく説明をしたいというふう

に思います。
議案資料の9ページをお開きいただきたいと思います。今回、路線として認定をさせていただきますのが、町道の白イタ線でございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたように、民間業者が造成した町道でございまして、起点が町道の下山田薬師線という町道の部分を起点といたしまして、終点が行き止まり路線というふうなことでございます。したがって、町道認定基準につきまして、5月1日に確認をさせていただいております。行き止まり路線の部分につきましては、半径6メートルのロータリーをつくるというふうなことになっておりまして、その部分につきましても調査をさせていただいております。したがって、幅員が6メートルから12.8メートルというふうなことで、ロータリー部分につきまして12.8メートルあるというふうなことで、今回、認定をさせていただきたいというふうなことで、上程をさせていただいております。

なお、この部分につきましても、5個以上の集落を形成していることというふうなこともございまして、その部分につきましても確認をさせていただいたというふうなことでございます。

何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第67号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第67号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

当該路線につきましても、与謝野町町道認定基準に基づき民間宅造業者が施工した路線であり、今回、道路法第8条第1項の規定に基づき路線認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第67号につきましても、引き続き説明をさせていただきたいと思っております。

議案資料の10ページをお開きいただきたいと思います。男山地区にございます町道の四反田線というものにつきましても、今回、上程をさせていただいております。

起点につきましては、町道のズメ線、それから、終点につきましては、府道網野岩滝線というふうなことで、延長が92.1メートル、幅員が6メートルから10.4メートルというふうな大変広い道路でございます。この部分につきましては、都市計画区域に入っております、開発行為といたしまして3,000平米を超えているというふうなこともございまして、幅員については6メートルを、開発の関係でとらなければならないというふうなこともございまして、こういった幅員構成としているところでございます。

5月7日の日に検査をさせていただきまして、今回、上程をさせていただくものでございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第68号 与謝野町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第68号 与謝野町印鑑条例の一部改正について、提案理由をご説明を申し上げます。

外国人住民の利便性の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える法律が、ことし7月9日から施行され、今後は3か月以上在留する外国人住民には、その請求によって住民票が交付されることになりました。これに関係して、外国人登録法が廃止されるため、印鑑条例の文言を改正するものでございます。

条例改正の詳細は、担当課長からご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議案第68号の与謝野町印鑑条例の一部改正について、町長から提案理由をご説明申し上げましたので、私からは引き続き、一部改正条例の概要についてご説明を申し上げ

ます。

町長が申しあげましたように、この条例改正は住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行と外国人登録法の廃止によりまして、施行日であります7月9日以降、3カ月以上在留する外国人住民には、住民票が交付されることとなりましたこととあわせ、印鑑登録等も従来の外国人登録法ではなく、住民基本台帳法に基づいた手続によることとなりましたので、所要の改正が必要となったものでございます。

特に、印鑑の登録に当たりましては議案資料の11ページから12ページにかけまして、第5条関係の改正にありますように、外国人住民特有の通称ですとか、非漢字圏の外国人にかかわります片仮名表記も登録することができるなどの規定を整備することといたしております。

以上、議案第68号の与謝野町印鑑条例の一部改正について、その概要をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第69号 与謝野町手数料条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第69号 与謝野町手数料条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成24年7月9日に施行されることに伴って外国人登録法が廃止されることから、外国人登録法に基づく証明自体がなくなることになりますので、今後は3カ月以上の中長期にわたって在留される外国人には、日本人と同様に住民票が交付されることとなります。

そこで、手数料条例の別表で定めております外国人登録に関する証明手数料を削除するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第70号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第70号 与謝野町税条例の一部改正につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、平成24年度法律第17号が平成24年3月31日に公布、平成24年4月1日から施行されております。

この中で、地方自治の確立に向けた地方税制度改革が行われ、これまで国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように地方税法の一部改正が行われております。これに伴い与謝野町税条例の一部を改正し、公害防止用の下水道除外施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を行うものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） それでは、議案第70号 与謝野町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の詳細説明を申し上げたいというふうに思います。

議案資料のほうでは15ページになります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されています。この中で、地方自治の確立に向けた地方税制度改革が行われております。地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」といわれるものでございまして、今回、公害防止用の下水道除外施設にかかる固定資産の課税標準の特例。

それから、雨水貯留浸透施設にかかる固定資産税の課税標準の特例、この二つが対象になっております。

これまでから、この2件の固定資産税の課税標準の特例につきましては、地方税法等により国が全国一律で定めて実施してきており、今回は適用期限が切れるのに合わせまして、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるように地方税法等を一部改正されたものでございます。

この2件のうち、雨水貯留施設につきましては、特定都市河川浸水被害対策法で設置を義務づけられた施設が該当要件となっており、本町は特定都市河川浸水災害対策法に指定された特定都市河川及びその流域がありませんので、対象となっていません。

もう1件、公害防止用の下水道除外施設につきましては、町の条例で設置が義務づけられた施設が該当要件となっておりまして、本町では与謝野町公共下水道条例で定めがありますので、今回、税条例の一部を改正し、これまでどおり該当する固定資産税の課税標準額を4分の3にするという特例を行うものでございます。

なお、特例率につきましては、4分の3を参酌し3分の2以上、6分の5以下の範囲で条例で定めることとなっております。本町におきましては、従来どおりの4分の3を適用いたしております。

次に、施行期日につきましては、公布の日からとし適用は平成24年4月1日以後の取得資産で、平成25年度以後の固定資産税課税分からといたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただきご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時50分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第21 議案第71号 宮津与謝消防組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第71号 宮津与謝消防組合理約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の規約の変更を行いたい内容は2点でございます。

1点目は、消防組合議会の議員定数の見直しでございます。規約第5条で定める議員定数を、現在の16人から13人に改めることとし、これに伴い構成市町の定数を、宮津市は8人から6人に、与謝野町は6人から5人に減員し、伊根町については2人に据え置くものでございます。

2点目は、消防組合が処理する事務の整理でございます。規約第3条において、消防に関する事務を処理することを規定しておりますが、このうち構成市町が行っている消防水利に関する事務を除くこととして、今回、明文化するものでございます。

なお、この規約変更の施行日は平成24年7月1日として、構成市町議会の可決が得られましたら、消防組合において所要の手続が行われることとなっております。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） 議員定数のことは言いません。水利に関する事務が除かれたということなんですけれども、これは事務組合ができたときに、こういうようになっておらなければならないのではないかなというふうに思っております。きょうまでおくれた理由、それから、その防火水利とは何と何を指すのか。

それから、防火水利の事務の中に防火水利の管理も含まれるのかどうか、その点についてわかれば答弁をお願いをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問にお答えしたいと思います。

このたびに規約改正につきましては、構成市町であります1市2町で提案をさせていただいております。その中で、今、ご質問にありました消防水利に関する事務を除くといったことの規約改正をお願いをいたしております。

一つ目の質問で、これは最初に組合規約ができた段階で、いわゆる除いておかなければならないのではないかとといったことのご質問でございました。その理由につきましては、大変申しわけありませんけれども、私は承知をいたしておりませんけれども、消防に関する事務を共同処理するために、一部事務組合を設立をしております。そうした場合、水利施設の設置及び維持管理は、当該組合が行うということになっております。

ただし、組合規約で、今回のように、その事務を除きますと、それは個々の市町村が行うものとなっております。これにつきましては、現在、消防の水利、いわゆる防火水槽、消火栓、そういった設置、維持管理につきましても、それぞれ1市2町が行っております。そういったことから、実態に合わせて、消防水利に関する事務を除くといったことのご提案をさせていただいております。

今、消防水利とは何かということがございました、そうした中で、私どもは消火栓、それから防火水槽、そういったものを、その事務だというふうに考えております。

自然水利もそうですね、自然水利と合わせて。

それから、これによりまして、消防水利に関するものが一部事務組合から全く責任がなくなるということではございませんでして、一部事務組合、いわゆる消防組合が、それぞれの施設を使

うといったことがございます。一定の管理は、点検整備は行うということは残ってまいります。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今の答弁からしますと、従来、一応、消防組合が設立されたときに、管理については今、課長が言われたように、既に地方自治体でやっておるということなんで、一番最初に、この項目が入らなければならないと、ところが入ってなかったということで、きょうになったということだと思んですが、それであと、水利の問題ですが、今、総務課長、言われたように消火栓、防火水槽、自然水利という格好の三つがあるということで、これを除くとなると、結局、管理についても、いわゆる従来はやってなかった、うちが全部やらなければならないということ、従来どおりやるということやと思んですが、実は消防長のほうからの、こういうときはどうなんだという資料の中では、結局、この組合の議会の中で、この水利を除くということで、市町村に預けるにしても、いわゆる水道を使う施設についてはというのが、これはもう自治体でやらなければならないと、ところが結局、防火水槽が入るかどうかわからんですけれども、そういう消防署も常時に使うもんについての管理は、一応、消防組合に置いて行くべきものと考えというのが消防課長のほうから、昭和47年7月21日の通達でというのか、青森県のある消防組織のほうから国に問い合わせをされたときに、そう指摘するのが妥当だということか、そうすべきだという、自治体としては受けとめ方をしとると思んですが、消防長のほうからそういう回答がくれば、その辺のところは議論されておるのかどうか、今回、結局、いわゆるすべてを自治体に任せるというのか、それとも、ある程度の管理、管理というのか、その常備の、いわゆる常日ごろの点検等については、消防署もやらなければならないという格好の、消防庁から出とるわけですね。それについての協議がなされたかどうか、その件について、わかる範囲でお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員の、今、ご質問にお答えいたします。

この規約を提案させていただく前に、宮津与謝消防組合に、私も確認をいたしました。そうした中で、今、井田議員がおっしゃいましたとおりでございまして、いわゆる常時使用し得るための点検整備、これについては一部事務組合も責任があるといったこととございます。

したがいまして、構成市町村と一部事務組合、共同で点検をしていかなければならないという、結果的には、そういうことになってくると思えます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） いわゆる事務が外れるわけですから、事務というのは恐らく財産的な部分、財産の分も市町村で持つんだということで、これではっきりしてくるということは、私も十分理解ができるというのか、おおよそ、そうではないかなというふうに思っておるんですが、いわゆるここに、先ほど言いました消防庁からの、こういう問題についてという中で、結局、点検整備、整備計画の策定は、当該消防組合において行くべきものと解するというのが公の文書として出とるわけですね。あんまり細かく言うと、かえって管理がしにくくなるというふうに思うんですが、やっぱり消防署というのは予備消防が主な業務の一つでありますので、やはり消防署のほうからもいろいろと点検をしていただいたり、指導していただくというのか、そういう中で火

災がいったときに不備なものがないと、行き届いておると、いざというときにはどっちでもすぐ使えるんだというようなことは、やっぱり共同してやるという確認を、ぜひとも、もう一度お願いしたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま井田議員からございました、いわゆる整備計画の作成といったことも承知いたしております。1市2町におきまして消防施設につきまして、また、水利につきましては、それぞれの市町で整備計画を立てております。

そうした中で、この点につきましても、消防の一部事務組合に、それぞれの市町が、やはりその計画を報告なり何かして、やっぱり確認をし合っていくということは、一部事務消防組合とは確認をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 幸い私も今回、消防組合の議会のほうにも行かせていただきますので、いわゆる消防組合の管理者に対しても、今、言いましたようなこともしっかりと、要望というのか、調整がしていただきたいということをお願いしたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第71号 宮津与謝消防組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22 議案第72号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第72号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は7,097万2,000円を追加し、総額を112億9,737万2,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から、主なものについてご説明申し上げます。15、16ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、一般管理費一般経費で第8節報償費、弁護士謝礼を52万5,000円追加いたしております。これは過去に当町に勤務して

いた臨時職員の懲戒解雇処分取り消し等請求事件に係る裁判が町側勝訴で終結いたしましたので、それに伴う弁護士への終結謝金を計上いたしましたものでございます。

第11節需用費から第26節寄附金までは、木崎良子選手のオリンピック応援経費を総額で426万7,000円追加いたしております。女子マラソン競技当日は、野田川わーくぱるにハイビジョンプロジェクターを設置し、町民の皆様の応援観戦の場を設けたいと考えており、それらにかかる経費を計上するほか、歳入でもご説明いたしますが、ダイハツ工業株式会社から300万円の寄附の申し出をいただいております。この寄附金につきましては、木崎選手の地元後援会によるロンドンオリンピック応援経費に使っていただきたいとの趣旨でございますので、木崎良子後援会に同額を寄附することとし、計上いたしましたものでございます。

次に17、18ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費は、梅谷会館解体撤去工事費を1,300万円、幾地コミュニティ広場集会所施設整備工事費を180万円、それぞれ追加いたしております。梅谷会館撤去工事費につきましては、地元梅谷町内会から、既存建物が老朽化していることから取り壊し、新たな会館を建設したいとの要望をいただいております。本会館は町有資産であることから、取り壊しについては町が実施する必要がありますので、取り壊しに必要な経費を計上したものでございます。新たな建物の建築費用につきましては、梅谷町内会で調整中であるため、9月補正予算で建築費用の3分の2を支援するコミュニティ補助金を計上する予定でございます。

第6目企画費、住民自治活動支援事業では、自治総合センターのコミュニティ助成事業の交付決定がありましたので、これに伴うコミュニティ補助金を700万円追加いたしております。

次の企画一般経費では、丹後建国1300年記念事業実行委員会負担金を24万円追加いたしております。これは平成25年に丹後建国1300年を迎えるに当たり、丹後の舞鶴、宮津、京丹後の3市と伊根、与謝野の2町において記念事業計画を計画しており、今年度は実行委員会において企画、立案を進めるための負担金を追加いたすものでございます。

第12目有線テレビ管理費、有線テレビ施設整備事業では、第15節工事請負費を650万円追加いたしております。これは取材スタッフの増員に伴い円滑に編集作業を行うため、映像編集端末装置一式を追加いたすものでございます。有線テレビ番組制作事業につきましても、有線テレビの番組を充実させるため、また、多くの取材に対応できるように、取材スタッフを1名増員するなど、第7節賃金を231万円追加いたしております。

次のページの第3款民生費、第1目社会福祉総務費ではDV被害者等緊急一時避難支援事業を24万円追加いたしております。平成23年度末から、福祉課へのDV、児童虐待、高齢者虐待等の相談件数が増加しております。そのため心身に危険が迫り、緊急に保護が必要な方が避難してこられた場合に対処できるよう、避難できる場所での宿泊費、食料費及び身の回り品が支給できるよう、扶助費を追加いたすものでございます。

同じく第1目社会福祉総務費から社会福祉総務一般経費では、歳入でもご説明いたしますが、町内から福祉関連の事業に役立ててくださいということで、100万円のご寄附をいただきましたので、第25節積立金、地域福祉振興基金積立金を100万円追加いたしております。この場をおかりしましてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

次の第2目障害福祉費では、DV被害者等緊急一時避難支援事業を総額で59万2,000円

追加いたしております。これは先ほど説明いたしました社会福祉総務費のDV被害者等緊急一時避難支援事業と同じ事業内容となりますが、これらは被害を受けられた障害者の方への支援費で、国の補助金を受け実施する事業となっていることから、個別の経費を計上いたしております。また、DV被害に対する正しい理解、認識をいただくことを目的にフォーラムを開催することとし、それらに係る経費を追加いたしております。

次のページから23、24ページにかけての第4款衛生費、第1目保健衛生総務費では、保健衛生総務費一般経費で産休等の保健師の代替職員賃金等を総額で226万5,000円追加いたしております。第5款労働費、第1項労働諸費、第5目地域活性化対策費では、住民生活に光をそそぐ交付金事業を117万4,000円追加いたしております。これは、加悦地域公民館で実施している適応指導教室におきまして、常時2名の指導員体制を確保する必要があることから、今回、その不足額を追加いたすものでございます。

次に25、26ページをお開き願います。第7款商工費、第2目商工業振興費では、地域総合整備資金貸付事業で、第21節貸付金を400万円減額いたしております。これは地域共生型福祉施設を整備されています丹後福祉応援団への貸付金でございますが、貸付対象事業費が契約により確定したことに伴い減額いたすものでございます。第8款土木費、第1目土木総務費では、耐震診断補助事業を210万円追加いたしております。これは国の木造住宅耐震改修助成が拡充され、今までは国が認定した耐震診断を受けなければ補助対象にならなかったものが、屋根の軽量化等の簡易工事についても上限30万円の範囲内で助成が受けられることになりましたので、それらとし、7件分を見込み追加いたすものでございます。

次に、29、30ページをお開き願います。第10款教育費、第5項社会教育費、第2目公民館費は地区公民館整備事業を1,680万1,000円追加いたしております。これは後野地区公民館建設工事の実施設計を地元とも調整した結果、当初予算計上額を大幅に上回る建設費が必要となることになりましたので、第13節委託料、及び第15節工事請負費を追加いたすものでございます。

また、歳入でもご説明いたしますが、建設工事の追加に伴い、地元負担分の寄附金につきましても負担割合に応じ追加しております。

次に、31、32ページにかけての第10款教育費、第6項保健体育費、第2目社会体育施設管理費では、社会体育施設一般経費を50万5,000円追加いたしております。これは、野田川町民グラウンド内に、未買収の土地が存在することが判明いたしました。当物件は、京都信用保証協会が差し押さえしており、近々競売にかけられることから、早急に買収をする必要が生じたものでございます。それらにかかる経費として、土地購入費のほか弁護士費用や財産管理名義変更にかかる裁判所への手数料を追加いたすものでございます。

第3目学校給食費、給食センター運営事業では、4月の職員の人事異動により正職員が1名異動になりましたので、その補充のための臨時職員賃金として、第7節賃金を175万7,000円追加いたしております。第14款予備費は21万8,000円を減額し調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。第14款府支出金、第3目衛生費府補助金では、妊婦健

康診査臨時特例交付金、子宮頸がんワクチン等接種補助金を総額で1,139万6,000円追加いたしております。これは当初予算計上時には、特に平成24年度も特例交付金、補助金が交付されるか未確定でありましたので計上いたしておりませんでした。今回、国のほうで制度延長がされたことにより、追加いたすものでございます。また、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の3ワクチンにつきましては、平成22年度から緊急事業として公的接種を実施してまいりましたが、来年度からは定期予防接種の対象となる見込みでございます。

第16款寄附金は、歳出でもご説明いたしました。ダイハツ工業株式会社から、木崎選手の地元後援会によるロンドンオリンピック応援経費に使っていただきたいと、ご寄附の申し出をいただいている300万円。町内の方から、福祉関連の事業に役立ててくださいと、ご寄附いただいた100万円。後野地区公民館建設にかかる地元負担相当の590万円、総額で990万円を追加いたしております。

第17款繰入金、第1項基金繰入金は第1目財政調整基金繰入金を2,600万円繰り入れることといたしております。大変厳しい財政状況であり、今後の予算執行に当たっても、十分留意していきたいというふうに考えております。

第19款諸収入の雑入では、自治宝くじ助成金（コミュニティ事業）を交付決定により700万円追加いたしております。

次に、第20款町債、第1目総務債は、CATV事業債を610万円追加いたしております。これは歳出でご説明いたしましたケーブルテレビの映像編集端末を追加する工事費に対して、合併特例債を充てることといたしております。第6目商工債は、地域総合整備資金を丹後福祉応援団への貸付金額が確定したことに伴い、歳出と同額の400万円を減額いたしております。第9目教育債は、後野地区公民館の建設事業に合併特例債を充てることとし、地区公民館整備事業債を1,040万円追加いたしております。

なお、8ページに、第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は6月12日、午前9時30分から開議いたしますのでご参集ください。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時20分）